

感染症の予防及びまん延防止のための指針（香南市介護予防プランセンター）

1 感染症の予防及びまん延の防止のための基本的な考え方

介護予防支援事業所において、感染症の予防及びまん延の防止の指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備し、利用者・家族及び職員の安全を確保するための対策を実施する。

2 感染対策の重要性

感染症とは、ウイルス、細菌、真菌などの病原体が人の体内に入り、体の中で増殖することで引き起こされる疾患である。

感染症は、感染者を介して拡がることがあるため、感染症を拡げないためには、まずは予防すること、そして発生した場合には、最小限に食い止めることが重要である。

3 平常時の対策

厚生労働省が策定している「介護現場における感染対策の手引き」に沿って、感染症の予防及びまん延の防止に努める。

（1）事業所内の衛生管理

定期的な清掃・消毒、庁舎内換気システム等により、事業所内の衛生保持に努める。

（2）職員の健康管理

体調把握に努め、体調不良時は訪問を控える。

（3）感染症流行時の訪問・面談時の感染対策

①訪問・面談前後の手洗い・手指消毒、基本的な感染対策の実施。

②感染状況に応じて適切な防護具（マスク・手袋・ゴーグル等）を使用する。

③密閉・密集・密接しない。

4 一類、及び二類等感染症発生時の具体的対応

一類、及び二類等感染症が発生した場合、事業所は利用者等の生命や身体に重大な影響を生じさせないように、利用者等の保護及び安全の確保等を最優先とし、迅速に次に掲げる措置を講じる。

（1）発生状況の把握

当事業所内で感染症が発生した場合は、管理者が中心となり、発生状況の把握を行う。

（2）医療機関との連携

主治医及び医療機関への連絡と対応を行い、その内容及び対応について、市組織の方針に従い、職員に周知する。

（3）感染拡大の防止

感染拡大の防止を香南市感染症対策委員会（以下「委員会」という。）が協議し、市組織・保健所からの指示に従い、市組織及び全職員に周知し実施する。必要時、サービス事業所や関係機関と情報共有や連携して、まん延しないようにする。外部へ情報配信する場合や事業所として公表する場合は、個人情報を十分配慮する。

（4）市への報告

報告が義務付けられているものについては、速やかに管理者が報告する。

5 感染症対策委員会の設置

事業所内での感染症の発生、蔓延を未然に防止するとともに、発生時における利用者及び家族等への適切な対応を行うため、委員会を設置する。

- (1) 事業所における委員会の運営責任者は管理者とし、当該者を以て「専任の感染対策を担当する者」（以下「担当者」という。）とする。
- (2) 委員会の開催にあたっては、関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合には、事業所が開催する他の会議体と一体的に行う場合がある。
- (3) 委員会は、定期的（概ね6ヶ月に1回）かつ必要な場合に担当者が招集する。
- (4) 委員会の議題は、担当者が定める。具体的には、次に掲げる内容について協議するものとする。
 - ① 事業所内感染対策の立案
 - ② 指針・マニュアル等の整備・更新
 - ③ 利用者及び職員の健康状態の把握
 - ④ 感染症発生時の措置（対応・報告）
 - ⑤ 研修・教育計画の策定及び実施
 - ⑥ 感染症対策実施状況の把握及び評価

6 職員に対する研修の実施

事業所は勤務する職員に対し、感染症対策の基礎的内容等の知識の普及や啓発に併せ、衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行を目的とした「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」及び「訓練（シミュレーション）」を次のとおり実施する。

- (1) 新規採用者に対する研修
新規採用時に、感染対策の基礎に関する教育を行う。
- (2) 定期的研修
感染対策に関する定期的な研修を年1回以上実施する。
- (3) 訓練（シミュレーション）
事業所内で感染症が発生した場合に備えた訓練を年1回以上実施する。
* 研修及び訓練については、関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合には、香南市地域包括支援センター等及び事業所が開催する他の会議体と一体的に行う場合がある。

7 指針の閲覧

「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」は、求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。またホームページ等にも公表し、利用者及び家族がいつでも自由に閲覧できるようにする。

附則

本指針は、令和6年4月1日から施行する。

附則

本指針は、令和8年4月1日から施行する。